



平成 25 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名： 小野薬品工業株式会社
代 表 者： 代表取締役社長 相良 暁
（コード番号 4528 東証・大証各第一部）
問合わせ先： 広報室長 谷 幸雄
（TEL. 06-6263-5670）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 26 日に開催予定の第 65 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 社外取締役および社外監査役として期待される役割を発揮していただける人材を招聘できる環境を整えるため、会社法第 427 条第 1 項に基づき、社外取締役および社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものです。

なお、社外取締役の責任限定契約の規定（変更案第 22 条）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 上記条文の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、【別紙】のとおりです。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 26 日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 26 日（水曜日）

以 上

[変更の内容]

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="316 421 715 454">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="459 477 571 510">(新 設)</p> <p data-bbox="245 656 651 689">第22条～第30条 (条文省略)</p> <p data-bbox="316 734 715 768">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="459 790 571 824">(新 設)</p> <p data-bbox="245 969 651 1003">第31条～第38条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="865 421 1264 454">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="794 477 1289 510"><u>第22条 (社外取締役の責任限定契約)</u></p> <p data-bbox="826 510 1337 633"><u>当社は、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。</u></p> <p data-bbox="794 656 1232 689">第23条～第31条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="865 734 1264 768">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="794 790 1289 824"><u>第32条 (社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p data-bbox="826 824 1337 947"><u>当社は、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。</u></p> <p data-bbox="794 969 1232 1003">第33条～第40条 (現行どおり)</p>

以 上